

令和3年12月10日

**三重県医療的ケア児・者相談支援センター（仮称）及び  
三重県医療的・重症心身障がい児・者相談支援センター（仮称）**

三重県子ども・福祉部 障がい福祉課

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立・6月18日公布・9月18日施行)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
  - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒ 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒ 安心して子どもを生子、育てることができ、社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

### 支 援 措 置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日: 公布日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)

検討条項: 法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター  
（都道府県）

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。  
※都道府県が自ら行う場合も含む。  
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。  
（相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等）。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい。。
- 先々の子育ての見通しが見つからない。。
- 兄弟に関わる時間がとれない。。
- 緊急時の預け先がない。。
- 夜間のケアがづらい。。

市町村等（地域の支援の現場）



支援の実施

医療的ケアのある子どもとその家族

センター設置により相談先が明確化。

どこに相談すれば良いか分からない。。

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・（年齢によっては就労）が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

## 三重県医療的ケア児・者相談支援センター本部（仮称）

役割① 家族等への相談・情報提供・助言、地域ネットワークへの側面的支援  
管内の医療的ケア児・者やその家族のニーズの地域への共有  
障害者福祉サービス等事業者、保育所、学校等の看護師等への研修

### 三重県医療的ケア児・者相談支援センター （各ネットワーク支部）※（仮称）

役割② スーパーバイズ（支援者支援（アドバイス機能）  
及び地域づくりの支援（コンサルテーション機能）  
③ 事例検討や地域密着の各種研修（研究会）

※県内4か所：e-ケアネットそういん、四日市圏域ネット、にじいろネット、みえる輪ネット

支援の実施

市町村等（地域の支援の現場）

### 三重県医療的ケア児・者及び重症心身障がい児・者相談支援センター※※（仮称）

役割④ 在宅の医療的ケア児・者及び重症心身障がい児・者とその家族の生活を支援するため、  
相談に応ずるとともに、療育機関等福祉サービスの提供を行う。

※※県内5か所

## 三重県医療的ケア児・者相談支援センター(仮称)の役割分担

### 【本部の役割】:関係機関等への情報の提供及び研修

- 家族等への相談、情報提供・助言等を行う。……①
  - ・家族等からの様々な相談に総合的に対応する。
  - ・家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。
- 医療的ケア児・者の地域ネットワークへの側面的支援を行う。
  - ・4つの地域ネットワークにおける好事例や課題等を継続協議する連携ケア会議を開催する。
  - ・4つの地域ネットワークにおいてスーパーバイズ(SV)機能:アドバイス(支援者支援機能)及びコンサルテーション(地域づくり機能)を担うSVチームのフォローアップ研修を行う。
- 地域ネットワーク主催会議等での助言・指導
- 管内の医療的ケア児・者やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- 全国の好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- 障害福祉サービス等事業所への医療的ケア・スタートアップ(スキルアップ)研修を行う。
- 保育・教育機関との連携と関係機関での看護師、養護教諭等の医療的ケアについての研修を行う。(特別支援教育課との連携の基)
- 保健師のニーズに沿った研修を行う。
- 三重県医療団体(三重県医師会、小児科医会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会)との連携。

### 【各ネットワークの役割】

- スーパーバイズ(SV)を行う……②
  - ・支援者への支援を行う(アドバイス機能)。
  - ・地域づくりの支援を行う(コンサルテーション機能)。
- 事例検討や各種研修(研究会)を開催する。……③

### 【重症心身障がい児・者相談支援センターの役割】

在宅の重症心身障がい児・者及びその家族の生活を支援するため、相談に応ずるとともに、療育機関等福祉サービスの提供を行う。……④

### 【その他】

医療的ケア児・者コーディネータ養成研修(フォローアップ研修含む)を行う。……⑤